

# 作品制作支援補助金 留意事項

- 本補助金は、予算の範囲内で交付します。申請額によっては、満額の交付とならない可能性があります。
- 補助金については、どなたでも申請可能ですが、以下のケース等のように、申請を受け付けることができない場合がありますので、ご注意願います。
  - ①法人としての申請と併せて、個人としての法人代表者または法人役員、家族等が申請する場合
  - ②代表者が同一の法人または同一性が濃厚な複数の法人が申請する場合
  - ③複数者による共同制作について、各々が補助金申請をしていることが疑われる場合
  - ④申請にあたり、名義貸し等の不正が疑われる場合
- 本補助金の支払は、精算払（後払）です。コンペ応募完了および実績報告（領収書等添付）により実際に制作に要した経費を確認後、実費分をお支払いします。（令和7年2月頃）
- 補助金申請後、府からの交付決定前（内諾前）に作品制作（材料購入等含む）を開始する場合、「指令前着手届（第2号様式）」の提出が必要です。
- 申請時点では、「概算」の経費で構いません。実績報告において、実際に要した経費を確認し、実費分をお支払いします。
- 領収書や請求書等、制作経費の支払を証明する書類は、必ず保管しておいてください。紛失等により、実績報告時に支払が証明できない場合、補助金を交付できません。
- 領収書等については、補助金申請者本人の名義で取得してください。申請者と支払者が一致しない場合、補助金を交付できません。
- 補助金の交付を受けるには、コンペ応募完了が必須条件です。応募が確認できない場合、交付対象外となりますのでご注意ください。